

建築基準法第43条第2項第1号に基づく認定基準

山口県建築指導課

令和5年12月

建築基準法第43条第2項第1号の規定に関し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上の支障の有無を判断する際の基準は、以下の通りです。

なお、以下の基準とは別に、建築基準法施行規則（以下「省令」という。）第10条の3第1項、第2項及び第3項を満足する必要があります。

- ①建築基準法及び山口県建築基準条例において「道路」とあるのを「省令第10条の3第1項第1号又は第2号に定める道」に読み替え、これらの規定に適合していること
- ②敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が適切に行われること
- ③省令第10条の3第1項第1号に該当するのものです。宅地を整備し新築する場合は、公共の用に供する道の所有者又は管理者の建築すること等の協議書が添付されていること
- ④敷地が土砂災害防止対策の推進に関する法律に規定される土砂災害特別警戒区域に含まれていないこと
- ⑤その他、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

※省令第10条の3第1項第1号に規定する「農道その他これに類する公共の用に供する道」は、農道や港湾道路等、公的機関が管理する道が該当します。

建築基準法

(敷地等と道路との関係)

第四十三条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。

- 一 自動車のみの交通の用に供する道路
 - 二 地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。）内の道路
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- 一 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
 - 二 (略)

建築基準法施行規則

(敷地と道路との関係の特例の基準)

第十条の三 法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。
 - 二 令第四百四十四条の四第一項各号に掲げる基準に適合する道であること。
- 2 令第四百四十四条の四第二項及び第三項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。
- 3 法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める建築物（その用途又は規模の特殊性により同条第三項の条例で制限が付加されているものを除く。）の用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。
- 一 次のイ及びロに掲げる道の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。
 - イ 第一項第一号に規定する道 法別表第一（イ）欄（一）項に掲げる用途以外の用途
 - ロ 第一項第二号に規定する道 一戸建て住宅、長屋又は法別表第二（イ）項第二号に掲げる用途
 - 二 延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が五百平方メートル以内であること。
- 4 (略)

建築基準法施行令

(道に関する基準)

第四百四十四条の四 法第四十二条第一項第五号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合には、袋路状道路（法第四十三条第三項第五号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。
 - イ 延長（既存の幅員六メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が三十五メートル以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が三十五メートルを超える場合で、終端及び区間三十五メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合
 - ニ 幅員が六メートル以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- 二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ二メートルの二等辺三角形の部分を含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が十二パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただ

し、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠 その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
 - 3 地方公共団体は、前項の規定により第一項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。